

別紙

諮問第1638号

答 申

1 審査会の結論

「故〇〇の死体発見現場報告書、死体検案書」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「故〇〇東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号平成〇年〇月〇日死亡、死体発見現場報告書、死体検案書 全開示請求（昭和〇年〇月〇日生）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和3年10月4日付けで行った存否応答拒否を理由とした非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求は、特定の個人が特定の年月日及び場所で死亡したことにつき、その死体の取扱いに関する公文書の開示を求めるものであり、開示請求に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条2号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和4年3月22日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年12月8日に実施機関から理由説明書を收受し、同年12月22日（第206回第三部会）及び令和5年1月24日（第207回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 死体の取扱いについて

実施機関における死体の取扱いについては、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の運用について（平成25年3月21日通達甲（刑. 鑑. 検1）第3号）等で定められており、同通達は、警察が取り扱う死体について、死因又は身元を明らかにするための措置や死体取扱報告書の様式等について定めている。実施機関によると、本件開示請求に係る平成〇年〇月当時は、旧法令、通達等により対応していたとのことである。

イ 本件請求文書に係る非開示決定の妥当性について

審査請求人は、本件開示請求に係る故〇〇は自分の叔父であり、自分は相続人になっていることから、本件請求文書を全部開示すべきである旨主張する。

これに対し実施機関は、情報公開制度は、広く何人に対しても開示請求を認めるものであり、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであるから、仮に審査請求人が特定の個人と相続関係にあるとしても、そのことにより開示されるものではない旨説明する。

審査会が検討したところ、本件開示請求は、特定の個人の氏名、住所と思われる場所及び年月日を指定し、その個人の死亡に関する公文書の開示を求めており、これらは特定の個人を識別することができる情報であるため条例7条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当するとは認められない。

また、実施機関の説明のとおり、条例に基づく開示請求は何人に対しても認められていることから、開示請求者の属性は開示、非開示の判断に影響を及ぼすものではない。

したがって、本件請求文書の存否を答えるだけで条例7条2号の非開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、寶金 敏明、峰 ひろみ